

社会福祉法人精華町社会福祉協議会 地区福祉推進委員設置規則

(設置目的)

第1条 社会福祉法人精華町社会福祉協議会定款第1条の目的達成のために、地区福祉推進委員（以下、「委員」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員は、広く社会福祉に関心があり、理解と熱意のある地区住民の中から自治会長が推薦し、社会福祉協議会長が委嘱する。

(任務)

第3条 委員は、地域住民と共に福祉のまちづくりを推進し、次に定める活動に協力する。

- (1) 社会福祉協議会と住民との連絡調整
- (2) 社会福祉協議会が実施する事業への参加・協力

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。

2 欠員が生じ、新たに任命された委員の任期は前任者の残任期間とする。

(選出基準)

第5条 委員の選出基準は、各自治会単位に概ね1名とする。

附 則

この規則は、平成11年10月22日から施行する。

この規則は、平成18年 4月 1日から施行する。